

【参考資料】調査票

平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査

調査票

平成28年12月
愛知県

調査番号	世帯分類	調査対象に該当せず
	1 母子世帯	
	2 父子世帯	
	3 寡婦世帯	

この調査は、総務大臣に届出をし実施するもので、統計以外の目的に使用することはありません。

この調査は、愛知県内の母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の皆さまの生活状況やご意見をおたずねするものです。この調査でお答えいただくことからは、統計データとして処理し、他の目的に使用しないととも、個人の秘密は固く守られますので、ありのままをご記入くださいますようお願いいたします。

調査にご協力をお願いする方

調査にあたり、市区町村の住民基本台帳から無作為抽出を行い、母子世帯、父子世帯又は寡婦世帯のいずれかに該当する可能性のある方として、この調査票を送らせていただきました。

世帯分類を確認してください。

世帯分類 (母子・父子・寡婦)	正しい。	調査票の記入をお願いします。
	間違っているが、他のいずれかに該当する。	世帯分類修正のうえ調査票の記入をお願いします。
	いずれにも該当しない。	「調査対象に該当せず」に○をつけて返送してください。

回収方法

この調査票は、一緒にお送りした返信用封筒に入れ、12月25日までに、ご投函いただきますようお願いいたします。(★切手を貼る必要はありません。)

この調査は、愛知県が株式会社ライフラインに委託して実施しています。

お問い合わせ先

ご記入にあたって、わからない点や、ご不審な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県健康福祉部児童家庭課家庭福祉グループ

電話番号 052-954-6280

FAX番号 052-971-5889

記入上の注意

1 この調査票には、平成28年12月1日現在でお答えください。

2 記入は、黒の鉛筆又はボールペンでお願いいたします。

3 記入方法

(1) 質問を読み、選択肢のうちからあてはまる回答を選び、回答欄の□にその番号を書き込んでください。

(例) あてはまる回答が選択肢の3番の場合

3

(2) 回答が「その他」の場合は、回答欄の□に番号を記入するとともに、()にその内容を記入してください。

(例) 「6 その他」を選ぶ場合

6 その他 ()

6

番号を記入し
()内に具体的に記入する。

(3) 複数の回答を選ぶ質問の場合は、番号は左からつめて記入してください。

(例) 3つ以内で答える質問で、回答が2番と5番の二つの場合

2	5	
---	---	--

特に質問に回答数が示されていない場合は、答えは1つだけ選んでください。

(4) 年齢、人数などを答える場合は、回答欄の□にその数字を記入してください。

(例)

満

30

 歳

3

 人

(5) 該当する番号を○で囲むこととされている質問については、自分にあてはまる番号を○で囲んでください。

4 一部の方のみにお答えいただく質問 (【 】でおことわりしております。) 以外は、すべての質問にお答えください。

問7 母子世帯又は父子世帯となった当時、お困りになったことがありましたか。主なものを3つ以内でお答えください。

(該当の番号を左ヅメでご記入ください。)

【寡婦世帯の方は、母子世帯になった当時のことをお答えください】

--	--	--

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 収入がなくなったこと | 2 収入が減ったこと |
| 3 自分の就職 | 4 子どもの養育、教育 |
| 5 住居のこと | 6 相談相手がなかったこと |
| 7 家事のこと | 8 その他 () |
| 9 特になかった | |

問8 母子世帯又は父子世帯となった当時、手当や年金などの福祉施策を、どのような方法でお知りになりましたか。主なものを3つ以内でお答えください。

(該当の番号を左ヅメでご記入ください。)

【寡婦世帯の方は、母子世帯になった当時のことをお答えください】

--	--	--

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1 広報紙 | 2 近所の人から |
| 3 友人、親戚から | 4 民生・児童委員から |
| 5 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットで | |
| 6 市役所・区役所・町村役場など | |
| 7 その他 () | |

問9 母子世帯、父子世帯となってから生活が安定するまでどのくらいかかりましたか。

【寡婦世帯の方は、母子世帯になった当時のことをお答えください】

- | | |
|------------|-------------|
| 1 6か月未満 | 2 6か月以上1年未満 |
| 3 1年以上2年未満 | 4 2年以上3年未満 |
| 5 3年以上 | |

--

III 養育費・面会交流の取り決めについて

【母子世帯・父子世帯のうち離別または未婚の方にお伺いします。】

➡ 上記以外の世帯の方は、問17にお進みください。

問10 養育費についてどこかに相談されましたか。

- | |
|------------|
| 1 相談した。 |
| 2 相談していない。 |

--

「1 相談した。」とお答えになった方について、相談先はどこですか。

- | | | |
|-------------------------------------|-----------|---------------|
| 1 親族 | 2 知人・隣人 | 3 養育費相談支援センター |
| 4 県・市区町村窓口、母子・父子自立支援員、母子家庭等就業支援センター | | |
| 5 弁護士 | 6 家庭裁判所 | 7 母子・父子福祉団体 |
| 8 NPO法人 | 9 その他 () | |

--

問 11 養育費の取り決めをしていますか。

- 1 養育費の取り決めをしている。(文書あり)
- 2 養育費の取り決めをしている。(文書なし)
- 3 取り決めをしていない。

「3 取り決めをしていない」とお答えになった方について
あなたが養育費の取り決めをしていない理由として最も近いものはどれですか。

- 1 自分の収入等で経済的に問題ないから。
- 2 取り決めの交渉がわずらわしいから。
- 3 相手に支払う意思がないと思ったから。
- 4 相手に支払う能力がないと思ったから。
- 5 相手に養育費を請求できることを知らなかったから。
- 6 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから。
- 7 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから。
- 8 現在交渉中又は今後交渉予定であるから。
- 9 相手から身体的・精神的暴力を受けたから。
- 10 相手と関わりたくないから。
- 11 取り決めをしたかったが相談するところがわからなかったから。
- 12 その他 ()

問 12 養育費を受け取ったことがありますか。

- 1 現在も養育費を受け取っている。(取り決めどおりの条件)
- 2 現在も養育費を受け取っている。(取り決め以外の条件)
- 3 養育費を受け取ったことがある。
- 4 養育費を受け取ったことがない。

問 13 面会交流についてどこかに相談されましたか。

- 1 相談した。
- 2 相談していない。

「1 相談した。」とお答えになった方について、相談先はどこですか。

- 1 親族 2 知人・隣人 3 養育費相談支援センター
- 4 県・市区町村窓口、母子・父子自立支援員、母子家庭等就業支援センター
- 5 弁護士 6 家庭裁判所 7 母子・父子福祉団体
- 8 支援団体 9 NPO法人 10 その他 ()

問 14 子どもの父親(又は母親)と面会交流の取り決めをしていますか。

- 1 面会交流の取り決めをしている。(文書あり)
- 2 面会交流の取り決めをしている。(文書なし)
- 3 取り決めをしていない。

次ページへお進みください。

「3 取り決めをしていない」とお答えになった方について
 あなたが面会交流の取り決めをしていない理由として最も近いものはどれですか。

- 1 取り決めの交渉がわずらわしいから
- 2 相手からの身体的・精神的暴力や児童虐待があったから
- 3 相手と関わり合いたくないから
- 4 相手が面会交流を希望しないから
- 5 取り決めをしなくても交流できるから
- 6 子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから
- 7 子どもが会いたがらないから
- 8 相手が養育費を支払わない又は支払えないから
- 9 面会交流をすることが子どものためにならないと思うから
- 10 親族が反対しているから
- 11 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- 12 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- 13 その他 ()

問 15 面会交流を行ったことがありますか。

- 1 現在も面会交流を行っている。
- 2 面会交流を行ったことがある。
- 3 面会交流を行ったことがない。

「1 現在も行っている」又は「2 行ったことがある」とお答えになった方について、
 どのくらいの頻度で面会交流をしていますか（又はしていましたか）。

- 1 月2回以上 2 月1回以上2回未満 3 2～3か月に1回以上
- 4 4～6か月に1回以上 5 夏休み等の長期休暇中
- 6 その都度相談している。 7 その他 ()

問 16 お子さんの父親又は母親と面会交流の取決めをしている方のみお答えください。

現在、面会交流を行っていない理由として最も近いものはどれですか。

- 1 相手が養育費を支払わないから
- 2 相手が面会の約束を守らないから
- 3 子どもが会いたがらないから
- 4 塾や学校の行事で子どもが忙しいから
- 5 面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になるから
- 6 相手に暴力などの問題行動があるから
- 7 相手が面会交流を求めてこないから
- 8 親族が反対しているから
- 9 第三者による面会交流の支援が受けられないから
- 10 相手が結婚したから
- 11 その他 ()

IV 住まいについて

問 17 あなたのお住まいはどれですか。

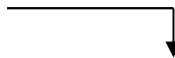
- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 持ち家 | 2 県営・市営・町営住宅 |
| 3 公社・UR賃貸（旧公団）住宅 | 4 社宅（住み込みを含む） |
| 5 借家、アパート、賃貸マンション | 6 親族と同居 |
| 7 その他（ | ） |

問 18 現在のお住まいを選択された理由について、主なものを3つ以内でお答えください。
（該当の番号を左ヅメでご記入ください。）

- | | | | |
|--------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 母子世帯、父子世帯、寡婦世帯にいたったときすでに
住んでいた。 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 2 母子世帯、父子世帯、寡婦世帯にいたったとき住んでいた家の近くだった。 | | | |
| 3 実家の近くだった。 | | | |
| 4 就労先の近くだった。 | | | |
| 5 子どもの学校の近くだった。 | | | |
| 6 子どもの保育園の近くだった。 | | | |
| 7 家賃がてごろだった。 | | | |
| 8 住環境が良かった。 | | | |
| 9 その他（ | | | ） |

問 19 あなたは、現在のお住まいをかわりたいとお考えですか。

- 1 かわりたいと思う。
- 2 かわりたいと思わない。



「1 かわりたいと思う」とお答えになった方について、

A その理由は次のどれですか。主なものを1つお答えください。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 家賃が高い | <input type="text"/> |
| 2 家が狭い | |
| 3 建物が古い、設備が悪い | |
| 4 周囲の環境がよくない | |
| 5 仕事の都合（職場から遠い等） | |
| 6 お子さんの学校関係 | |
| 7 立ち退きを要求されている | |
| 8 その他（ | |

B どのようなところへかわりたいですか。1つお答えください。

- | | | |
|-------------------|----------------------|---|
| 1 持ち家 | <input type="text"/> | |
| 2 県営・市営・町営住宅 | | |
| 3 公社・UR賃貸（旧公団）住宅 | | |
| 4 社宅（住み込みを含む） | | |
| 5 借家、アパート、賃貸マンション | | |
| 6 親族と同居 | | |
| 7 その他（ | | ） |

C 実際に、お住まいをかわる予定はありますか。

- 1 かわる予定がある
- 2 かわる予定がない

↓
「かわる予定がない」とお答えになった方について

D お住まいをかわれない理由はなんですか。主なものを2つ以内でお答えください。
(該当の番号を左ツメで記入してください。)

- 1 適当な家が見つからない。
- 2 県営・市営・町営住宅の抽選に当選しない。
- 3 転居資金が不足している。
- 4 子どもの学校の問題で転居が難しい。
- 5 仕事の関係で転居が難しい。
- 6 その他 ()

--	--

V 仕事について

問 20 母子世帯又は父子世帯になった時の状況についてお伺いします。

その直前まで、あなたは収入のある仕事についていましたか。

【寡婦世帯の方は、母子世帯になった当時のことをお答えください】

- 1 仕事についていた。
- 2 仕事についていなかった。

↓
「1 仕事についていた」とお答えになった方について、

A その仕事は、現在の仕事と同じですか。

- 1 同じである。
- 2 仕事の内容は同じだが、勤務先がかわった。
- 3 勤務先は同じだが、勤務する場所がかわった。
- 4 勤務先は同じだが、正職員からパート職員にかわった。
- 5 勤務先は同じだが、パート職員から正職員にかわった。
- 6 違う仕事にかわった。
- 7 その他 ()
- 8 現在仕事についていない。

B 【Aで「2」～「7」のいずれかと答えられた方のみお答えください。】

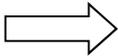
仕事をかわられた理由はなんですか。主なものを3つ以内でお答えください。

(該当の番号を左ツメでご記入ください。)

- 1 収入を増やすため。
- 2 自宅を引っ越した。
- 3 自宅から近い勤務先にかわるため。
- 4 勤務時間を短くするため。
- 5 勤務先が閉鎖された。
- 6 勤務先から解雇された。
- 7 仕事内容が向かなかった。
- 8 職場での人間関係。
- 9 その他 ()

--	--	--

問 21 現在、あなたは収入のある仕事についていますか。

- 1 仕事についていない。  問 24 にお進みください。
2 仕事についている。



問 22 現在「2 仕事についている。」とお答えになった方について、

A あなたの雇用形態は、どれにあたりますか。

- 1 常用勤労者（正規の従業員・職員） 2 臨時・パート
3 派遣社員 4 自営業 5 家族従業者 6 その他（ ）

B 仕事の種類は、次のどれにあたりますか。

（複数の仕事をしている場合は、最も収入の多いものから左ツメでお答えください。
例 販売の仕事が2つなら 2 2 と記入してください）

- 1 事務
2 販売（店員、保険外交員など）
3 専門職（教員、保育士、看護師、ホームヘルパー、デザイナー、弁護士など）
4 製造・加工業、労務作業（機械組立、印刷、紡績、建設作業など）
5 サービス業（理容師、美容師、家政婦・清掃作業など）
6 農業、林業、漁業、鉱業
7 その他（具体的に ）

--	--	--

C 1日の就労時間はどのくらいですか。

（複数の仕事をしている場合は1日の平均合計時間をお答えください） 約 時間

D ふだん仕事が終了する時間は次のどれにあたりますか。

（複数の仕事をしている場合は遅い方の終了時間をお答えください）

- 1 9：00～11：59 2 12：00～15：59
3 16：00～18：59 4 19：00～21：59
5 22：00～翌日の8：59 6 決まっていない（交代勤務等）

E 通勤にかかる時間はどの程度ですか。

（複数の仕事をしている場合は合計の通勤時間をお答えください）

- 1 0分～15分 2 16分～30分 3 31分～45分
4 46分～1時間 5 1時間1分～1時間30分 6 1時間31分～

F 勤務を始めてからの期間はどの程度ですか。

（複数の仕事をしている場合は最も収入の多いものについてお答えください）

- 1 6か月未満 2 6か月以上1年未満 3 1年以上3年未満
4 3年以上5年未満 5 5年以上10年未満 6 10年以上

G その仕事についての経路はどのようなものですか。

（複数の仕事をしている場合は最も収入の多いものについてお答えください）

- 1 公共職業安定所等公共機関の紹介 2 民間職業斡旋会社の紹介
3 親や親族などの紹介 4 知人などの紹介
5 求人情報誌で見つけた 6 新聞、チラシ等で見つけた
7 人材派遣会社からの派遣 8 卒業した学校等の紹介
9 母子家庭等就業支援センターの紹介
10 その他（ ）

問 23 あなたは現在の仕事をかわりたいと思っていますか。

- 1 思っている。
2 思っていない。

「1 思っている」と答えられた方について、
A 主な理由を1つお答えください。

- 1 収入を増やすため。
2 子どもと過ごす時間を増やすため。
3 安定した身分で働きたいため。
4 社会保険がない又は、不十分なため。
5 自分の経験や能力を生かした仕事に就きたいため。
6 職場環境になじめないため。
7 健康に不安を感じるため。
8 その他 ()

B かわりたいと思う仕事を1つお選びください。

- 1 事務関係 2 販売関係 3 専門技術を生かした仕事
4 単純労働的な仕事 5 サービス関係
6 自営業 7 内職
8 その他 ()

C 実際に、仕事をかわる予定はありますか。

- 1 仕事をかわる予定がある。
2 仕事をかわる予定はない。

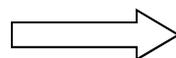


「かわる予定がない」とお答えになったかたについて

D 仕事をかわれない理由はなんですか。主なものから2つ以内でお答えください。

- 1 希望する仕事に必要な資格がない。
2 希望する仕事の募集がない。
3 希望する仕事に応募しても、採用されない。
4 希望する仕事を探す方法がわからない。
5 育児の関係で、必要な時間が取れない。
6 家庭の都合。
7 現在の仕事の都合。
8 その他 ()

--	--



問 25 にお進みください。

問 24 問 21 で現在「1 仕事についていない」と答えられた方のみお答えください。

A 仕事についていない主な理由は何ですか。1つお答えください。

- 1 収入面で条件にあう仕事がない。
- 2 労働時間で条件にあう仕事がない。
- 3 希望する職種の仕事がない。
- 4 子どもが小さいうちは、子育てに専念したい。
- 5 病気、けが等により働くことができない。
- 6 子どもの世話をしてくれる人がいない。
- 7 家族の介護があつて働くことができない。
- 8 技能・技術の勉強中である。
- 9 今、仕事を探している。
- 10 働かなくても経済的に困らない。
- 11 その他 ()

B 今後、仕事をする希望がありますか。

- 1 仕事をする希望がある。 2 仕事をする希望がない。



C 「1 仕事をする希望がある」とお答えになった方について、
どのような仕事を希望しますか。

- 1 事務
- 2 販売（店員、保険外交員など）
- 3 専門職（教員、保育士、看護師、ホームヘルパー、デザイナー、弁護士など）
- 4 製造・加工業、労務作業（機械組立、印刷、紡績、建設作業など）
- 5 サービス業（理容師、美容師、家政婦・清掃作業など）
- 6 農業、林業、漁業、鉱業
- 7 自営業
- 8 その他（具体的に)

問 25 あなたは、特技、免許、資格などをお持ちですか。現在お持ちのものすべてについて下のA欄の番号を○で囲んでください。

また、今後仕事のために身につけたい特技、免許、資格などがありましたら、そのすべてについて、下のB欄の番号を○で囲んでください。

	A 現在もっている 特技、免許、資格	B 今後身につけたい 特技、免許、資格
①栄養士・調理師	1	2
②保育士	1	2
③看護師・准看護師	1	2
④ホームヘルパー	1	2
⑤介護福祉士	1	2
⑥社会福祉士	1	2
⑦医療事務	1	2
⑧理容師、美容師	1	2
⑨教員	1	2
⑩自動車運転	1	2
⑪パソコン	1	2
⑫和裁、洋裁、着付け	1	2
⑬簿記・珠算	1	2
⑭外国語	1	2
⑮鍼灸師・柔道整復師	1	2
⑯理学療法士・作業療法士	1	2
⑰その他 具体的に ()	1	2
⑱特になし	1	2

年収（問 26・27）

1	0 円	2	1 円 ～ 50 万円未満
3	50 万円～ 100 万円未満	4	100 万円～ 150 万円未満
5	150 万円～ 200 万円未満	6	200 万円～ 250 万円未満
7	250 万円～ 300 万円未満	8	300 万円～ 350 万円未満
9	350 万円～ 400 万円未満	10	400 万円～ 500 万円未満
11	500 万円～ 600 万円未満	12	600 万円～ 700 万円未満
13	700 万円～ 800 万円未満	14	800 万円～ 900 万円未満
15	900 万円～ 1,000 万円未満	16	1,000 万円以上

月収（問 28）

1	なし	2	3 万円未満	3	3 万円～ 5 万円未満
4	5 万円～10 万円未満	5	10 万円～15 万円未満	6	15 万円～20 万円未満
7	20 万円～25 万円未満	8	25 万円～30 万円未満	9	30 万円以上

問 29 世帯の家計支出についてお伺いします。

A あなたのご家庭の 1 か月の平均的な支出（住宅ローン等の借金返済含む・税額等は含まない）はどれくらいですか。

1	なし	2	5 万円未満	3	5 万円～ 10 万円未満
4	10 万円～15 万円未満	5	15 万円～20 万円未満	6	20 万円～30 万円未満
7	30 万円～40 万円未満	8	40 万円～50 万円未満	9	50 万円以上
10	把握していない				

B あなたのご家庭の 1 か月の食費についての平均的な支出はどれくらいですか。

1	なし	2	1 万円未満	3	1 万円～1 万 5 千円未満
4	1 万 5 千円～2 万円未満	5	2 万円～2 万 5 千円未満	6	2 万 5 千円～3 万円未満
7	3 万円～3 万 5 千円未満	8	3 万 5 千円～4 万円未満	9	4 万円～5 万円未満
10	5 万円～6 万円未満	11	6 万円～7 万円未満	12	7 万円～8 万円未満
13	8 万円～9 万円未満	14	9 万円～10 万円未満	15	10 万円以上
16	把握していない				

問 36 【小・中学生のお子さんがいらっしゃる方のみお答えください。】

あなたのご家庭では、お子さん用の次のものをお持ちですか。ア～サのそれぞれについて、あてはまるものに○をつけてください。(それぞれ○は1つ)

	1 持っている	持っていない	
		2 必要だと 思わない	3 経済的に 持てない
ア 自分だけの文房具（習字セット、コンパス、リコーダーなど）	1	2	3
イ 自分だけの本（教科書や漫画は除きます）	1	2	3
ウ 子ども部屋（きょうだいと一緒に使っている場合を含みます）	1	2	3
エ インターネットにつながるパソコン（家族共有を含みます）	1	2	3
オ 自分専用の勉強机	1	2	3
カ スポーツ用品（野球のグローブや、サッカーボール、バレーボールなど）	1	2	3
キ ゲーム機	1	2	3
ク 多くの子どもが持っているおもちゃ	1	2	3
ケ 自転車	1	2	3
コ スマートフォン・携帯電話	1	2	3
サ 携帯音楽プレイヤーなど	1	2	3

問 37 【小・中学生のお子さんがいらっしゃる方のみお答えください。】

あなたのご家庭では、お子さんのために積み立て（預貯金）や学資保険などに加入していますか。

- 1 している 2 していない

問 38 【小・中学生のお子さんがいらっしゃる方のみお答えください。】

過去 1 年間に医療機関でお子さんを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか。

- 1 ある 2 ない

問 39 【高校生以下のお子さんがいらっしゃる方のみお答えください。】

お子さんの進学をあなたはどこまで希望されていますか。

- 1 中学校 2 高校、専修学校（高等課程）
3 高等専門学校 4 短大、専修学校（専門課程）
5 大学、大学院 6 各種学校

問 40 【中学校を卒業したお子さんがいらっしゃる方のみお答えください。】

お子さんの進学、就職状況について、該当するものすべてに人数を記入してください。すでに結婚されているお子さんについても数に含めてください。

(「就職」には自営またはそれを手伝う場合を含めます。)

ア	中学校を卒業後就職	ア	<input type="text"/>	人
イ	高校在学中	イ	<input type="text"/>	人
ウ	高校卒業後就職	ウ	<input type="text"/>	人
エ	専修学校(一般課程、高等課程)、各種学校在学中	エ	<input type="text"/>	人
オ	専修学校(一般課程、高等課程)、各種学校卒業後就職	オ	<input type="text"/>	人
カ	短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)在学中	カ	<input type="text"/>	人
キ	短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)卒業後就職	キ	<input type="text"/>	人
ク	大学(大学院等も含む)在学中	ク	<input type="text"/>	人
ケ	大学(大学院等も含む)卒業後就職	ケ	<input type="text"/>	人
コ	その他()	コ	<input type="text"/>	人

問 41 【高校、短大、専修学校、高専、大学、各種学校へ在学しているお子さんがいらっしゃる方のみお答えください。】

お子さんの学費、教育費は何によってまかなっていますか。該当するものすべてお答えください。該当の番号を左ヅメでご記入ください。

- 1 あなた自身の収入
- 2 親戚などから援助を受けている
- 3 お子さんのアルバイト収入
- 4 各種資金等

--	--	--	--

「4 各種資金等」とお答えになった方について、どのような資金ですか。

主なものを1つお答えください。

- 1 母子父子寡婦福祉資金
- 2 各種奨学金
- 3 進学ローン
- 4 その他()

問 42 あなたは、現在お子さんについて何かお悩みになっていることがありますか。

主なものを3つ以内でお答えください。

(該当の番号を左ツメでご記入ください。)

- | | | |
|---------|-----------|----------------------|
| 1 育児 | 2 しつけ | <input type="text"/> |
| 3 教育・進学 | 4 就職 | |
| 5 結婚 | 6 病気 | |
| 7 非行 | 8 その他 () | |
| 9 特にない | | |

問 43 あなたの最終学歴は何ですか。

- | | | |
|----------|------------------|----------------------|
| 1 中学校 | 2 高校、専修学校 (高等課程) | <input type="text"/> |
| 3 高等専門学校 | 4 短大、専修学校 (専門課程) | |
| 5 大学、大学院 | 6 各種学校 | |

Ⅶ 生活等について

問 44 あなたやお子さんが病気などで一時的に看護が必要になったとき、身の回りの世話は、主にどなたがしますか。

A あなたが病気の時

- | | | |
|-----------|-----------|----------------------|
| 1 同居の親族 | 2 別居の親族 | <input type="text"/> |
| 3 近所の人 | 4 知人、友人 | |
| 5 家庭生活支援員 | 6 ホームヘルパー | |
| 7 その他 () | | |
| 8 いない | | |

B 【お子さんのいらっしゃる方のみお答えください。】

お子さんが病気の時

- | | | |
|---------------|-----------|----------------------|
| 1 あなた自身 | 2 同居の親族 | <input type="text"/> |
| 3 別居の親族 | 4 近所の人 | |
| 5 知人、友人 | 6 家庭生活支援員 | |
| 7 家政婦、ベビーシッター | | |
| 8 その他 () | | |
| 9 いない | | |

問 45 あなたは、現在お悩みになっていること・困っていることがありますか。

- 1 ある
2 ない

「1 ある」とお答えになった方について、

A その内容の主なものを、3つ以内でお答えください。

(該当の番号を左ヅメでご記入ください。)

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 生活費のこと | 2 仕事のこと |
| 3 住まいのこと | 4 健康のこと |
| 5 子どものこと | 6 家事のこと |
| 7 人間関係のこと | 8 老後のこと |
| 9 相談相手がないこと | |
| 10 母子家庭・父子家庭に対する差別や偏見 | |
| 11 その他 () | |

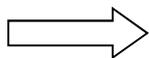
--	--	--

B 主に誰に相談していますか。1つお答えください。

- | | |
|--|-----------|
| 1 親族 | 2 友人、知人 |
| 3 職場の上司や同僚 | 4 民生・児童委員 |
| 5 福祉事務所（市町村役場、母子・父子自立支援員） | |
| 6 公的な相談所（母子・父子福祉センター・女性相談センター（女性相談員）・児童相談センター・社会福祉協議会など） | |
| 7 学校（担任、スクールソーシャルワーカーなど） | |
| 8 保育所、幼稚園 | |
| 9 その他 () | |
| 10 適当な相談相手がない | |
| 11 自分で解決する | |

IX 福祉施策の利用・受給状況について

問 46 【母子世帯及び父子世帯の方のみお答えください。】

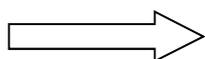


寡婦世帯の方は問 47 へお進みください。

次の施策、制度等を利用・受給されたことがありますか。ア～スのそれぞれについて、該当する番号を○で囲んでください。

	1 利用・受給 している、 利用・受給 したことが ある	利用・受給したことがない		
		2 制度を知ら なかった	3 利用・受給 資格がない	4 その他 知っている が必要が ない等 ()
ア 母子家庭等就業・自立支援センター (就業相談・就職支援講習会・就業情報の提供を行う。)	1	2	3	4
イ 児童相談センター (お子さんの養育上の悩み等、専門的相談に応じる)	1	2	3	4
ウ 母子・父子自立支援員 (福祉事務所において母子家庭等の相談に応じる。)	1	2	3	4
エ 民生・児童委員 (地域で困りごとの相談等に応じる)	1	2	3	4
オ 日常生活支援事業 (母子・父子世帯の母、父児童やひとり暮らしの寡婦などが生活援助が必要な場合、家庭生活支援員を派遣)	1	2	3	4
カ ファミリーサポートセンター (子育ての援助を欲しい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う。)	1	2	3	4
キ 福祉向県営住宅 (母子・父子世帯対象の優先入居制度)	1	2	3	4

ク 年金制度 〔遺族基礎年金 障害基礎年金など〕	1	2	3	4
ケ 母子父子寡婦福祉資金 (修学資金等の貸付制度)	1	2	3	4
コ 愛知県遺児手当 〔父母が離婚した児童等を 養育している方に支給〕	1	2	3	4
サ 児童扶養手当 〔父又は母と生計が同一で ない児童を養育している 方に支給〕	1	2	3	4
シ 母子家庭等医療費助成 〔母子・父子世帯の医療費 の一部負担金の補助〕	1	2	3	4
ス 自立支援教育訓練給付金 ◇教育訓練給付金 〔指定された教育訓練給 付金講座を受講したひとり 親に対し受講費用の一部を 支給〕	1	2	3	4
◇高等職業訓練促進給付金 〔看護師等の養成機関で修 業する場合、修業期間の 一定の期間給付金を支給〕	1	2	3	4



母子世帯・父子世帯の方は、問 48 にお進みください。

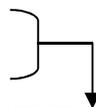
問 47 【寡婦世帯の方のみお答えください。】

次の施策、制度等を利用・受給されたことがありますか。ア～カのそれぞれについて、該当する番号を○で囲んでください。

	1 利用・受給 している 利用・受給 したことが ある	利用・受給したことがない		
		2 制度を知ら なかった	3 利用・受給 資格がない	4 その 他 〔 知ってい るが必要 がない等 〕
ア 母子家庭等就業・自立支援 センター 〔 就業相談・就職支援講習会 就業情報の提供を行う。 〕	1	2	3	4
イ 母子・父子自立支援員 〔 福祉事務所において母子 家庭等の相談に応じる。 〕	1	2	3	4
ウ 民生・児童委員 〔 地域で困りごとの相談等 に応じる 〕	1	2	3	4
エ 日常生活支援事業 〔 母子・父子世帯の母、父児 童やひとり暮らしの寡婦など が生活援助が必要な場合、家 庭生活支援員を派遣 〕	1	2	3	4
オ 年金制度 〔 遺族基礎年金 障害基礎年金など 〕	1	2	3	4
カ 母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金等の貸付制度)	1	2	3	4

問 48 あなたは、母子・父子福祉団体に加入されていますか。

- 1 加入している。
- 2 加入していない。
- 3 そのような団体を知らない。



「2 加入していない」「3 そのような団体を知らない」とお答えになられた方について、今後加入したいと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない

母子・父子福祉団体とは

母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進を図る目的で設定された団体（法人）で、会員向けに各種相談事業や交流事業などを行っています。

なお、父子家庭の加入を認めている地域もあります。

X 県・市町村の施策について

問 49 県や市町村では母子世帯・父子世帯、寡婦世帯の支援策として①子育て・生活支援②就業支援③養育費の確保④経済的支援を柱に各事業に取り組んでいます。

現在行っている下記事業のうち、母子世帯・父子世帯・寡婦世帯の方を支援する施策としてあなたが、期待する事業を3つまでお答えください。

子育て・生活に関する相談・支援事業

- 1 子育てに関する相談
- 2 住宅確保等生活に関する相談
- 3 仕事から帰るまで安心してお子さんを預けられる制度
(保育所の優先入所、延長保育、夜間保育、放課後児童クラブ(学童保育)等)
- 4 病気や冠婚葬祭、出張のときなどに一時的にお子さんを預けられる制度
- 5 一時的に生活援助が必要な場合に家庭生活支援員を自宅に派遣する制度
(日常生活支援事業)
- 6 福祉向県営・市営・町営住宅募集の優遇措置

--	--	--

就職に関する相談・支援事業

- 7 就職に関する相談
- 8 技能・資格に関する相談
- 9 職業技能・資格取得のための講習会の実施
- 10 自立支援教育訓練給付金の支給
＝県・市が指定した教育訓練給付講座を受講した母子家庭の母に対して受講費用の一部を支給する事業
- 11 高等職業訓練促進給付金の支給
＝1年以上看護師等の養成機関で修業する場合に修業期間の全期間(ただし上限3年)について「高等職業訓練促進給付金」として給付金を支給し生活費の負担を軽減する事業
- 12 就職情報提供事業
＝母子家庭等就業・自立支援センターにおける求人情報のメール配信等の事業
- 13 県・市町村における母子家庭の母の雇用の促進

養育費・面会交流に関する相談・支援事業

- 14 養育費相談(専門知識を有する相談員による相談)
- 15 弁護士による特別相談
- 16 面会交流に関する支援

経済面での相談・支援事業

- 17 経済的な支援に関する相談
- 18 お子さんの学費、通学交通費などの就学援助
- 19 母子・父子世帯等の医療費助成
- 20 児童扶養手当制度
- 21 遺児手当制度
- 22 修学資金・住宅資金・生活資金等(母子父子寡婦福祉資金)貸付制度

その他の事業

- 23 その他の事業(具体的に:)

◇生活上抱えている課題、愛知県に対するご要望、希望する施策やサービス等についてご自由にお書きください。

⇒ 以上で記入は終わりです。

平成28年度 愛知県ひとり親家庭等実態調査報告書
〈平成29年3月〉

発行／愛知県健康福祉部児童家庭課

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6280(ダイヤルイン)

F A X 052-971-5889

E-mail jidoukatei@pref.aichi.lg.jp

U R L <http://www.pref.aichi.jp/jidoukatei/>

